

事務連絡
令和4年5月24日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿

三重労働局労働基準部
健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご教示を賜り厚く御礼申し上げます。

鉛等有害物を含有する塗膜の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止については、平成26年5月30日付け基安労発0530第1号、基安化発0530第1号「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（以下「平成26年5月30日付け鉛通知」という。）により示され、同じく、剥離剤等を使用した塗膜の剥離やかき落とし作業における粉じんや化学物質による労働者の健康障害防止を令和2年8月17日付け基安化発0817第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（以下「令和2年8月17日付け剥離剤通知」という。）により示されているところですが、今般、塗膜の剥離やかき落とし作業における作業現場でのばく露防止対策の実施に当たって二つの通知で示される内容を参照しやすいよう、「平成26年5月30日付け鉛通知」に含まれている健康障害防止対策の内容を「令和2年8月17日付け剥離剤通知」に盛り込み、別添のとおり改正されました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場、団体等に対して本改正内容の周知等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。